

## 質 疑 回 答 書 ( 下 り 線 )

番号	質疑事項	質疑内容	回 答
1		応募者が [REDACTED] として申込んだ場合は [REDACTED] が直営という解釈なのか。	<p>応募者(チェーン本部)が申し込んだ場合においても、募集要領7貸付条件(6)店舗の運営方法③に定める各号を条件として公社が承認した場合に限り、応募者(チェーン本部)がフランチャイズ契約に基づき別の事業者(フランチャイジー)又は第三者に運営を任せることも可能です。</p> <p>その場合は、企画書類様式2-(1)、企画書類様式3-(1)に運営方法を記入し、様式第4号、様式第5号を提出してください。また、応募者、別の事業者(フランチャイジー)及び第三者のそれぞれについて、様式第1号、別紙3応募者等に関する提出書類が必要となります。</p>
2		応募者が [REDACTED] として申込んだ場合、売店は直営で行い、飲食店舗は第三者へ運営をまかせて問題はないのか。	<p>問題ありません。</p> <p>応募者(チェーン本部)が申し込んだ場合においても、募集要領7貸付条件(6)店舗の運営方法③に定める各号を条件として公社が承認した場合に限り、応募者(チェーン本部)が第三者に運営を任せることも可能です。</p> <p>その場合は、様式3-(1)に運営方法を記入し、様式第5号を提出してください。また、応募者及び第三者のそれぞれについて、様式第1号、別紙3応募者等に関する提出書類が必要となります。</p>

## 質 疑 回 答 書 ( 下 り 線 )

番号	質疑事項	質疑内容	回 答
3		応募者が [ ] として申込んだ場合 売店事業者（フランチャイジー先）、飲食店舗は第三者へ運営をまかせて問題はないのか。	<p>問題ありません。</p> <p>応募者（チェーン本部）が申し込んだ場合においても、募集要領7貸付条件（6）店舗の運営方法③に定める各号を条件として公社が承認した場合に限り、応募者（チェーン本部）がフランチャイズ契約に基づき別の事業者（フランチャイジー）又は第三者に運営を任せることも可能です。</p> <p>その場合は、企画書類様式2－(1)、企画書類様式3－(1)に運営方法を記入し、様式第4号、様式第5号を提出してください。また、応募者、別の事業者（フランチャイジー）及び第三者のそれぞれについて、様式第1号、別紙3応募者等に関する提出書類が必要となります。</p>
4		応募者が飲食店舗に対して転貸借契約の締結は可能か。	<p>可能です。</p> <p>但し、その場合は、「応募者が飲食店舗の運営を第三者に任せる場合」に該当しますので、募集要領7貸付条件（6）店舗の運営方法③に定める各号を条件として公社が承認した場合に限ります。</p>
5		出店者（[ ] チェーン本部）がフランチャイズに基づき別の事業者（F C）に運営をまかせる場合はフランチャイジーが応募者となるとの解釈で正しいのか。	出店者（チェーン本部）が、フランチャイズ契約に基づき別の事業者（フランチャイジー）に運営を任せる場合であっても、出店者（チェーン本部）が応募者となります。

## 質 疑 回 答 書（下り線）

番号	質疑事項	質疑内容	回 答
6		売店部分は F C 契約をしているが、食堂店舗の運営に関して ████████と F C 契約を締結していないが問題はないか。	問題ありません。 但し、その場合は、「応募者が飲食店舗の運営を第三者に任せる場合」に該当しますので、募集要領7 貸付条件 (6) 店舗の運営方法③に定める各号を条件として公社が承認した場合に限ります。 企画書類様式 3 – (1) に運営方法を記入し、様式第 5 号を提出してください。また、応募者及び第三者のそれぞれについて、様式第 1 号、別紙 3 応募者等に関する提出書類が必要となります。
7		企画プレゼン資料 様式 1 – (1) から 14 – (2) の書式を W o r d もしくは E x c e l で頂けないか。	7月30日から当社ホームページより様式データをダウンロードできるようになります。
8		7 が難しければ、企画プレゼン資料はこちらで作り替えるのは問題ないのか。	7月30日から当社ホームページより様式データをダウンロードできるようになりますが、任意の様式でかまわず、ページ数の制限もありません。 なお、作成にあたっては、別紙 5 企画書類一覧※1 から※5 に記載のとおり、用紙サイズはできる限り A 版を使用し、様式番号、応募者名、上下線の区別を必ず記載してください。

※企業名の記載があったため黒塗りとっていますが、全て同一の企業名となります。